

行 政 報 告

(令和 6 年第 3 回定例会)

(報告事項)

- 1 8 月 2 7 日の大雨による公共施設及び農業施設等被害について
- 2 農作物の生育状況について
- 3 損害賠償請求控訴事件の判決について

令和 6 年 9 月 1 7 日

行政報告（令和6年第3回定例会）

令和6年第3回厚真町議会定例会にあたり、次の3点についてご報告申し上げます。

（8月27日の大雨による公共施設及び農業施設等の被害について）

最初に、8月27日の大雨による公共施設及び農業施設等の被害についてご報告いたします。

8月27日午前5時から午前11時までの6時間の雨量は107^ミ（アメダスデータ）に達し、特に午前6時から7時までの1時間で41.5^ミ、午前6時から9時までの3時間で101.5^ミと短時間で記録的な降水量となりました。この間、午前6時36分に洪水警報が発表され、同時に非常警戒本部を設置し、地区連絡員による町内の巡回を行いました。町内全域で大雨の影響が確認されましたが、特に高丘地区、本郷地区において土砂の流出や道路の冠水により道道、町道の通行に支障が生じたため、午前8時にスポーツセンター、午前8時50分に厚北地域防災コミュニティセンターならやまを自主避難所として開設しました。その後、午後3時ごろより再び雨が降り始めましたが、大雨とはならなかったため、午後6時に自主避難所2箇所を閉鎖、午後9時6分には洪水警報が解除されました。自主避難所へ避難された方は1人、住家の被害は床下浸水が2戸確認されました。

この大雨により、厚真川本流及び支流河川が増水し、町内の道路・河川などの公共施設については、道路が路肩崩壊などで25箇所、河川が河岸決壊などで21箇所、合計で46箇所の被害がありました。

これら公共土木施設における災害復旧事業については、すでに応急措置を行った道路・河川の修繕料23,000千円及び同じく災害復旧事業として申請

予定の河川 9 箇所分の測量調査設計費 7, 200 千円を専決処分させていただき、復旧作業を進めております。

また、新町のぞみ団地 20 戸、本郷きずな団地 8 戸、両災害公営住宅においては、各戸に設置している浸透枮の隙間から雨水が流入し、接続する排水管を逆流し、床下ピットに雨水が侵入する事案が発生しました。直ちに被害調査を行うとともに、水抜き作業を開始し、9 月 5 日に作業が完了したところです。

今後の対策として、新町・本郷の災害公営住宅においては、雨水の侵入を防ぐため全戸密閉型の浸透枮に交換し、配管には逆流防止用の弁を設置することにより恒久的な対策を講じることとし、復旧工事費 5, 000 千円を専決処分させていただきました。

次に、農作物及び農業施設の状況ですが、浸水・冠水等が確認された農作物の面積は 187 ㌧で、内訳は水稻 146 ㌧、豆類、てん菜等の畑作物で 31 ㌧、飼料作物で 5 ㌧、露地野菜・施設園芸で 5 ㌧でした。また、エゾシカ侵入防止柵に 7, 350 m の倒壊がありました。農作物の被害金額は約 74, 000 千円と見込んでおります。

農業施設では、法面崩壊等の農地損壊が 17 件、用排水路等の損壊が 95 件、農道の損壊が 27 件、その他 5 件で、被害金額は約 41, 200 千円と見込んでおります。

今回の農業施設災害の復旧にあたっては、被災地域の多面的機能支払事業の資源保全協議会と調整を図り、比較的軽微でかつ対応が容易な復旧工事は資源保全協議会で対応していただくことで協議を進めております。

農作物の収穫期において、緊急に復旧工事が必要となる一部の農業施設等については、町単独の支援を行う必要があると判断し、過去の災害対応と同様に「農業施設等被災に対する災害復旧事業特別要綱」を制定し、補助事業費

6,000千円を専決処分させていただきました。それ以外の被災箇所についても、今後の補正予算で対応したいと考えております。

収穫の秋を前にこのたびの大雨により被災されました生産者の皆様には、心よりお見舞いを申し上げますとともに、生産者の皆様の生産意欲が減退しないよう、関係機関と連携を密にし、迅速に農業施設災害復旧事業に取り組んでまいります。

（農作物の生育状況について）

次に、農作物の生育状況についてご報告いたします。

水稻については、胆振農業改良普及センター東胆振支所が調査した農作物の生育状況によりますと、8月15日時点で生育は7日早く進んでいました。また、^{ねんじつ}稔実調査による^{ふねん}不稔率は、冷害危険期も高温傾向で推移し、「ななつぼし」で3.8%（過去5年平均値6.3%）程度と2.5%低くなっています。しかしながら8月27日の大雨により、河川が氾濫し収穫不能のほ場が発生した地区や冠水、倒伏が見られるほ場があるなど、収穫作業に苦慮することや品質の低下も懸念されます。

農林水産省が発表した8月15日現在の本年産水稻の作柄概要では、北海道は「やや良」となっています。高温で推移したため、成熟期が早まり、収穫作業は平年より約1週間程度早く開始されています。

秋まき小麦は、収穫作業が平年より6日早い7月17日より開始され、7月23日に終了しました。^{とうじゅく}登熟日数は43日と平年並でしたが、登熟期間中の日照時間が長く^{そばく}粗麦重量は平年を上回る見込みです。

8月19日現在の調製状況（厚真地区分）では、秋小麦の受入重量は1,913トンで、^{とうきゅうばく}等級麦は1,682トン（約88.0%）を見込んでいま

す。また、春小麦の受入重量は1,289トンで、等級麦^{とうきゅうばく}は1,031トン（約80.0%）を見込んでいます。

大豆は、草丈は平年に比べて低いですが、葉数^{ようすう}は平年並、莢数^{さやかず}は平年より多くなっています。

小豆は、平年に比べ草丈は長く、葉数^{ようすう}はやや多く、莢数^{さやかず}は多く推移しています。

てん菜は、食害病虫害の発生も少なく、現在のところ、根周^{こんしゅう}の肥大も順調で生育は平年より5日程度進んでいます。

馬鈴薯は、収穫作業は8月上旬から始まり、順調に進んでいます。8月中旬^{つばほり}の坪堀調査では、1株あたりのいも数はやや多く、でん粉含量は平年並みとなっています。

牧草は、収穫は平年並で作業が進み、収穫終は7月11日となりました。収量は平年並で品質も良となっています。

サイレージ用とうもろこしは、稈長^{かんちよう}は平年より短いですが、熟期^{じゅくき}は平年より5日程度早まっています。

そ菜園芸では、ほうれん草は、7月下旬よりトロケ症や生理障害等が発生し製品率が低下、現在は出荷量が減少傾向となっておりますが、9月以降の出荷に期待しております。

ブロッコリーは、7月中は病虫害の発生も少なく潤沢な出荷となりましたが8月中旬以降は、軟腐病^{なんぷびょう}を初め病害の発生も見受けられ製品率の低下が見られます。現在は、活着不良や焼けにより出荷量が減少しています。

花きは、前進開花となり草丈は短く製品率は低下し需要期前に出荷ピークを迎えました。現在も同様に前進開花しており秋彼岸用のカーネーションの出荷が続いております。

ハスカップは、着果のバラツキにより収量は減収となりました。

近年は、7月中旬から高温が続く傾向にあり、干ばつや局地的な集中豪雨が発生するなど気象変動に大きな影響を受ける年が続いています。また、昨年の全国的な米の収量減の影響もありますが、令和6年産米の価格が上昇傾向にあるなど、依然として高止まりしている生産費の販売価格への転嫁も期待されるところです。これらの情勢に的確に対応できるよう関係機関と連携して対応するとともに、収穫作業の最盛期を迎えるにあたって、農作業事故に十分注意されるよう生産者への呼びかけを強化してまいります。

（損害賠償請求控訴事件の判決について）

次に、損害賠償請求控訴事件の判決についてご報告いたします。

本件は、令和4年3月3日に、茨城県日立市の木材製造会社である株式会社グリーンパレス（旧株式会社林物産）が原告となり、当町及び赤平市の木材製造会社である空知単板株式会社（以下「被告会社」）を相手に損害賠償を求めて訴訟提起されたものであります。

訴訟の概要は、当町が平成24年に、原告が町内で所有する稼働停止中の工場内の動産172点について、町税の滞納処分により差し押え、公売を実施した際、差押物件の購入者である被告会社に公売対象外であった機械2台を引き渡したことに對し、所有権を侵害するものとして、原告が逸失利益等を含めた損害約1億2,200万円のうち、その一部の1,000万円と遅延損害金の支払いを求めて提訴したものです。

札幌地方裁判所において、違法性や過失の有無、損害額の算定について、主張及び立証を行う口頭弁論を経て、令和6年1月19日に一審判決が言渡されました。判決の内容は、当時の町担当職員には公売対象外の機械を引き渡さな

い義務があったとし、職員の認識不足と確認事務手続きの不備という瑕疵があり、故意による引き渡しは認められないものの、違法性や過失が認められるとして、町に３７６万円、被告会社に町と連帯して１０１万円、それに対する年５％の遅延損害金、訴訟費用の一部の支払いを命じるものでした。町としては、瑕疵を認め、損害額の評価は妥当であると考え、支払いに応じる意向でありましたが、判決の内容に、原告が町に対し差押えの強制執行ができる効力である「仮執行宣言」が付されていることを不服とし、控訴の提起をする必要があると考えました。１月２９日に控訴の提起について専決処分を行い、１月３０日に札幌高等裁判所に株式会社グリーンパレスを相手方とする控訴状及び強制執行停止決定申立書を提出しました。２月６日に開催された令和６年第２回臨時会において専決処分を報告し、議会の承認をいただいたところであります。

令和６年２月１日には、相手方の株式会社グリーンパレスから一審判決における損害額を不服とする控訴状が提出され、５月３０日から札幌高等裁判所における控訴審が開始されました。審理が進められるなかで、双方とも一審判決を補充する主張及び立証が無いことが確認されたため、裁判所から和解協議の提案がありました。町としては、対応に過失があったことを認めて遺憾の意を表明する和解を受諾する意向を示しましたが、相手方が和解に応じることはなかったため、８月６日に札幌高等裁判所の判決言渡しに至っております。二審判決の内容は、「本件各控訴をいずれも棄却する。」ものであり、一審判決内容から変更はありませんでした。

８月２２日には、相手方の株式会社グリーンパレスから最高裁判所へ上告の提起があり、三審の審理が進められているところであります。年内には三審判決が言渡される見込みであり、上告審の決定をもって本訴訟事件が終結し、判決が確定することとなります。

本訴訟事件については、当町において１２年前の事務手続きに瑕疵があったことによるものですが、相手方に損害を与えたことは行政不信を招く事案であったと言わざるをえません。このことを深く反省し、職員への指導を徹底するとともに、今後このような事案が発生することがないように、適正な事務事業の執行に努めてまいります。

以上、ご報告申し上げます。